

# 社団法人 千歳青年会議所定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条1. この法人は社団法人千歳青年会議所（以下「本会議所」という）と称する。

(事務所)

第2条1. 本会議所の事務所は、千歳市東雲町3丁目2-6に置く。

(目 的)

第3条1. 本会議所は、地域社会及び国家の政治・経済・社会・文化等の発展を図り、会員の指導力の啓発に努め、ならびに国際親善を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条1. 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としての事を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条1. 本会議所は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会・文化等に関する調査研究及びその改善に資する諸事業
- (2) 会員の指導力開発及び能力開発に関する研究、ならびに相互の連携に関する諸事業
- (3) 社会開発計画の推進に関する事業
- (4) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所その他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (5) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 類)

第6条1. 本会議所の会員は、次の4種類とする。ただし、正会員のみをもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(資 格)

第7条1. 本会議所の会員資格は、次の各号に定めるところによる。

(1) 正会員

イ. 千歳市に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、年度中に制限年齢を越えても、正会員としての資格を有する

ロ. 既に、他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることが出来ない

(2) 特別会員

前号に定める制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会において入会を承認された者

(3) 名誉会員

本会議所に特に功労のあった者で、理事会において推薦された者

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認された者

(権 利)

第8条1. 正会員は本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に有する。

2. 特別会員、名誉会員及び賛助会員は、理事会の承認を得て、事業に参加することが出来る。

(義 務)

第9条1. 本会議所の会員は、本定款に定めるもののほか、定款に基づく規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第10条1. 正会員は入会に際して別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 正会員及び賛助会員は、毎年、別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

3. 特別会員は、別に定める終身会費を所定の期日までに納入しなければならない。

(休 会)

第11条1. 正会員は、やむを得ぬ理由により長期出席が出来ないときは、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費はこれを免除しない。

(資格の喪失)

第12条1. 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 解散
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 破産または禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき
- (5) 公民権の停止を受けたとき
- (6) 除名

(退 会)

第13条1. 本会議所を退会しようとする会員は、未納会費を納入して、退会届を提出し、理事会において受理されなければならない。

2. 本人よる未納会費の納入及び退会届の提出ができない場合、親族が代わってこれを行う。

(除 名)

第14条1. 本会議所の会員が次の各号のひとつに該当するときは、総会において出席正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

この場合においては、当該会員に対し、決議の前に総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の目的に反する行為のあるとき
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3) 会費納入義務を履行しないとき
- (4) 出席義務を履行しないとき
- (5) その他会員として適当でないと認められたとき

### 第3章 総 会

(種 類)

第15条1. 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第16条1. 総会は、正会員をもって構成する。

(招 集)

第17条1. 定時総会は、毎年1月に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事会が招集を決議したとき
- (3) 5分の1以上の正会員により、会議に付すべき事項を示した書面で招集の

請求があったとき

3. 前項第 3 号に規定する総会は、その請求を受理した日より 30 日以内に招集の手続きをしなければならない。
4. 第 2 項に定めるもののほか、監事が民法第 59 条第 4 号の規定に基づき総会の招集必要を認めたときは、これを招集することができる。
5. 総会を招集するには、会議の目的たる事項ならびに日時及び場所を記載した書面をもって、会日の 10 日前までに通知をしなければならない。

(議 長)

第 18 条 1. 総会の議長は、理事長がこれに当る。

(成立及び決議)

第 19 条 1. 総会の定足数は、正会員の 3 分の 2 以上とする。

2. 総会の決議は、本定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。
3. 委任状による出席及び議決権の行使は、正会員に委任した場合に限り有効とする。

(表決権)

第 20 条 1. 正会員は、総会における各 1 個の表決権を有する。

(決議事項)

第 21 条 1. 本定款に別に定めるもの他、次の事項は総会で議決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 入会金並びに会費及び終身会費の額の決定並びに変更
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (6) その他特に重要な事項

(特別決議)

- 第 22 条 1. 前項第 1 号及び第 5 号に掲げる事項を総会で議決するには、正会員総数の 4 分の 3 以上の多数によらなければならない。
2. 選考の議事に関する総会招集の通知には、付議事項の内容及び理由を記載しなければならない。

(議事録)

第 23 条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 出席製会員数
- (4) 議案
- (5) 議事の経過の概要及び結果
  - 2. 議事録には、議長及び総会において出席正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、これに署名捺印するものとする。

## 第4章 役員及び顧問

(種類及び数)

第24条1. 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 直前理事長 1名
  - (3) 副理事長 1名又は2名
  - (4) 専務理事 1名
  - (5) 理事 10名以上21名以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む)
  - (6) 監事 2名
2. 理事をもって民法上の理事とし、監事をもって民法上の監事とする。

(資格及び任免)

第25条1. 役員は、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任及び解任される。ただし直前理事長はこの限りでない。

- 2. 直前理事長は前年の理事長がこれに当る。
- 3. 理事及び監事は相互に兼ねることが出来ない。
- 4. 役員の選任及び解任方法に関して必要な事項は、別に定める。

(任期)

第26条1. 役員の任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。ただし、再選を妨げない。

- 2. 期のなかばに選任された役員の任期は、その期の末までとする。
- 3. 任期満了又は辞任により退任した役員は、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第27条1. 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

- 2. 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な助言をする。
- 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を代理し、又は代行する。
- 4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を処理し事務を総括する。
- 5. 理事は、所務を分掌する。

6. 監事は、民法 59 条に規定する職務を行う。

(顧問)

第 28 条 1. 本会議所は、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

## 第5章 理事会

(種類)

第 29 条 1. 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

(構成)

第 30 条 1. 理事会は、理事をもって構成する。

2. 直前理事長及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(招集)

第 31 条 1. 定例理事会は、毎月 1 回以上、理事長がこれを招集する。

2. 臨時理事会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 3 分の 1 以上の理事より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき。

3. 前項第 2 号に規定する理事会は、その請求を受理した日より 7 日以内に招集しなければならない。

(議長)

第 32 条 1. 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当る。

(成立及び決議)

第 33 条 1. 理事会の定足数は、理事の 3 分の 2 以上とする。

2. 理事会の決議は、出席理事の過半数をもってこれを決し。可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

3. 総会において特別決議を要する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の多数をもってこれを決する。

(決議事項)

第 34 条 1. 理事会は、次の事項を審議処理する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委託された事項

(3) その他会務執行に必要な事項

(議事録)

第 35 条 1. 理事会の議事については、第 23 条の規定を準用する。この場合において、

同条中の「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第36条1. 本会議所は、毎月1回以上、例会を開催する。

2. 例会の運営については、理事会の決議により別に定める。

(委員の設置)

第37条1. 本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を調査、研究及び審議するため委員会を置く。

2. 委員会の設置に関しては、別に定める。

(委員会の構成等)

第38条1. 委員会は、委員長1名、副委員長2名以内及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

3. 副委員長及び委員は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

4. 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条1. 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(資産の構成)

第40条1. 本会議所の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第41条1. 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第 42 条 1. 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(会計区分)

第 43 条 1. 本会議所の会計は、書く事業年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計に区分して処理する。

2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3. 特別会計は、一般会計で処理することが不相当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

4. 基金会計は 基金となるべき収支により取得した財産の管理運用を経理する。

(資産の団体性)

第 44 条 1. 本会議所の会員は、その資格を喪失した場合、本会議所の資産に対し、いかなる請求権も有しない。

(長期借入金)

第 45 条 1. 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、北海道知事に届けなければならない。

## 第8章 管 理

(定款の備置き)

第 46 条 1. 理事長は、定款、諸規定、会員名簿及び登記に関する書類並びに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備え置かなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒むことができない。

(報告書類の提出)

第 47 条 1. 理事長は、事業年度終了後速やかにその年度に係る次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 収支決算書

(4) 財産目録

2. 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、翌年 1 月に開かれる定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は、前項の意見書を添えて第 1 項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4. 理事長は、会員が第 1 項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくし

てこれを拒むことはできない。

(提出)

第 48 条 1. 理事長は、1 月に開かれる定時総会終了後、遅滞なく前条第 1 項の書類を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(報告)

第 49 条 1. 理事長は、毎年事業年度終了後 3 月以内に次の事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録
- (5) 会員名簿及び異動状況報告書
- (6) 次年度事業計画書
- (7) 次年度収支予算書
- (8) その他法人登記に関する各種届け

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第 50 条 1. 本会議所の庶務を処理するため、事務局を置く。

(事務局職員)

第 51 条 1. 事務局には、事務局長 1 名及び職員若干名を置くことができる。

2. 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任命する。

3. 事務局に関する事項は、別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 1. 定款は、総会の議決を経て、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散理由)

第 53 条 1. 本会議所は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定によって解散する。

(残余財産の処分)

第 54 条 1. 本会議所の解散後の残余財産は、総会の議決を経て、かつ知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(清算人)

第 55 条 1. 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において任命する。

2. 清算人は、就任の日から 6 月以内に清算を行い、財産の処分法を定め、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第 56 条 1. 本会議所は、解散後において清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 雑 則

(委 任)

第 57 条 1. この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(定款変更の届出)

第 58 条 1. 定款の変更をした場合には、変更部分を明示して、速やかに社団法人日本青年会議所に届け出なければならない。

## 付 則

(実施の時期)

1. この定款は、本会議所設立許可の日から施行する。

(任期の特例)

2. 本会議所の設立当初の役員は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、任期は第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、本会議所の設立許可の日から**平成 21 年 12 月 31 日**までとする。

(事業年度の特例)

3. 本会議所の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、本会議所の設立の許可の日から**平成 21 年 12 月 31 日**までとする。